

# 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ【概要版】 (平成29年6月)

## 1. はじめに

- 伏見工業高校夜間定時制・西京高校夜間定時制（以下、「両校」という。）及び総合支援学校の管理職や教員、教育委員会事務局職員で構成する「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）では、「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」（以下、「基本構想」という。）の下、平成27年9月から新定時制単独高校のあり方について議論。
- ワーキンググループでは、「基本構想」に基づき、「学び直し」を求める生徒や、「引きこもり傾向」にある生徒など、多様な生徒のニーズに対応できる、昼間・夜間2部制の新定時制単独高校の教育内容等を更に具体化するための課題（以下、「2. 検討の内容」参照）について検討。
- また、平成29年1月から約1ヶ月間にわたり実施した市民意見募集では、新定時制単独高校への大きな期待と賛同の声を多数頂戴するなど、その役割の重要性と責任の大きさを改めて認識。
- 本「まとめ」では、両校の生徒をはじめ、多くの市民の皆様から頂いた幅広く示唆に富んだ御意見と、ワーキンググループでの全28回にわたる検討状況を集約。

## 2. 検討の内容

### (1) 新定時制単独高校の概要と検討課題

- ワーキンググループでは、昼間部と夜間部の生徒が集団を通して社会性を身に付けることができるよう、「可能な限り、共通の時間帯に学ぶことのできる時間を確保する」とともに、組織化された指導及び支援体制の充実を図るため、「新定時制単独高校が一つの学校として、教職員組織が一体となった学校運営を行うこと」を前提に検討を行った。
- 新定時制単独高校の教育内容等を更に具体化するための以下の検討課題(2)～(6)については、昼間部・夜間部の共通事項としている。

### (2) 新定時制単独高校の求める生徒像、育てる生徒像について

#### ① 求める生徒像

様々な「困り」を抱え、義務教育段階や高校において学びのつまずきを経験しながらも、就職や進学を見据え、学習意欲を持って、新定時制単独高校で学習支援や「学び直し」を求める生徒

#### ② 育てる生徒像

社会生活を送るための基礎的な学力を身に付け、社会の一員として、主体的に行動できる生徒

### (3) 学年制・単位制、学期制及び修業年限について

- 生徒が進級を意識しやすく、段階に応じて学びを進めることができる学年制を軸に、柔軟な科目選択や単位取得を可能とする単位制の特徴を取り入れ、多様なニーズに対応できる教育課程及び教育内容を具体化。
- 学期制については、評価を基にした指導及び支援体制を休業期間中に構築しやすく、2期制と比較しても、より短い期間での学習指導・評価を行うことができ、生徒・保護者が課題を認識する機会が増えるなどのメリットがあることから、様々な「困り」を抱える生徒の実態を踏まえ、3学期制を軸に検討。
- 修業年限については、生徒の希望によって合格後に3年制・4年制を選択できることを基本とするとともに、学校生活を送る中で変更を希望する場合には、可能な限り柔軟な対応ができるよう検討。

### (4) 授業時間帯について

- 一人ひとりの生徒に対してきめ細かく支援することに加えて、生徒が集団の中で幅広い体験をすることで育まれる社会性を大切にすることを念頭に置き、昼間部と夜間部の生徒が可能な限り、共通の時間帯に学ぶことのできるよう検討。（別紙「授業時間帯・勤務時間の例示」参照）
- なお、今後、教育課程及び会議や部活動の優先度、修業年限の変更などを考慮し、具体的な学校運営形態を検討のうえ、勤務体制も検討。

## (5) 学科、教育課程、資格取得等について

- 学科は普通科とし、教育課程は昼間部・夜間部で同一とする。さらに、課題解決力や職業観・倫理観を養うことを狙いとした専門的な科目の設置も検討。
- 学びの集団規模が小さくなりすぎるコース制ではなく、学習到達目標を明確にした選択科目を設置し、学びへの興味や関心を喚起。
- 昼間部・夜間部の変更については、生徒の様々な状況を勘案し、配慮の必要な事情がある場合に限り、一定の条件の下で認める。
- 資格取得は、学びの動機付けや自己肯定感等を持たせることを第一の目的とし、教育活動の中で取得可能な資格を設定。なお、資格取得の取組と授業の関連については、資格の種類や教育効果も視野に入れながら、引き続き、検討。

## (6) クラス人数、講座人数について

- 生徒が将来的に社会生活を円滑に送るためには、一人ひとりの生徒が自分のペースで学ぶだけではなく、集団の中での学習や活動を通して、社会性や主体性を育むことも重要であり、一クラスあたり一定数の人数が必要。
- 一人ひとりの生徒に目が行き届いた指導を目指し、学級規模は20名を基本。ただし、卒業後の進路によっては、より大きな集団の中で生活することも想定されることから、上級学年では25名程度を学級規模の上限とすることも今後検討。
- また、積み上げの必要な教科(国語・数学・英語)では、必要に応じて10名程度の習熟度別講座とするなど、きめ細かい指導体制を確立。

## 3. 今後の検討課題

### (1) 通学意欲がありながらも登校できない「引きこもり傾向」にある生徒への対応等について

- 通学を基本としない通信制課程<sup>1</sup>による学習形態は一定の教育効果が期待できる。しかしながら、「引きこもり傾向」からの脱却を図り、社会性を身に付けるためには、学校の中で仲間とともに学習するなど、集団生活の素晴らしさを学べる機会を段階的に確保することが大切。
- そのため、新定時制単独高校では、「引きこもり傾向」からの脱却と、「最終的に定時制で卒業する」ことを前提とした制度設計が望ましい。
- その実現に向けては、通信制課程の活用のほか、「不登校生徒に対する特例制度」<sup>2</sup>や、「高等学校における遠隔教育」<sup>3</sup>など、定時制課程内で通信教育や多様なメディアを高度に利用した制度の活用が考えられ、文部科学省とも協議を行いつつ、引き続き、幅広い観点から検討。

### (2) 休学・中途退学者に対する学び直しの場の提供について

- 「学び直し」を求める生徒には、高校入学後に何らかの理由によって居場所を見つけられず長期欠席・休学・中途退学を経験した生徒も想定される。
- そうした生徒への一日も早い「学び直し」の場を提供するため、年度途中からの生徒受入の方策について検討。

### (3) きめ細かい指導及び支援体制等について

- 「基本構想」に掲げた理念を実現するため、引き続き、基礎的な学力の定着に向けた「学び直し」の取組や指導及び支援体制をはじめ、医療や福祉などの外部機関、また進路保障や生徒のキャリア意識向上に繋がる企業・大学等との連携、午前中の活用のあり方、不登校を経験した生徒の学びの場である洛風中学校や洛友中学校との連携・接続のほか、入学後の不応適を防ぐための中学校の連携やきめ細かな入学相談、新たな公立高校入学者選抜の方法などの検討が必要。
- とりわけ、様々な「困り」を抱えた生徒に対する指導及び支援体制の確立が何より重要であるとの認識の下、両校がこれまで培ってきた生徒にきめ細かく対応し、保護者と協働することを基盤とした教育実践及び文部科学省事業の調査研究校として取り組んできた研究内容の継承・発展が非常に重要。
- さらに、「困り」を抱える生徒への指導及び支援に関する専門性や豊富な経験のある教職員をはじめ、熱意と意欲あふれる教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、総合育成支援教育に関するアドバイザー、キャリアアドバイザーなどを配置し、一人ひとりの生徒のニーズに応じた支援や配慮を実現できる組織体制の確立に向けた、人的措置の検討が必要。

<sup>1</sup> 自宅での添削指導(レポート学習)を中心に、面接指導(スクーリング)及び試験の方法などを通じて単位修得する制度

<sup>2</sup> 全日制及び定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象に、通信の方法を用いた教育により、一定の範囲内(最大36単位)において単位認定を行うことができる制度

【参考】高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について(平成21年3月31日付20文科初第8077号文部科学省初等中等教育局長通知)

<sup>3</sup> 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業のことを言い、最大36単位まで認められる。通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであることが求められる。また、療養中や障害のため通学できない生徒については、通信の方法を用いたオンデマンド型(最大36単位)も認められている

【参考】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成27年4月24日付27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知)